

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川さつき会館自動ドア）	5100174
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約金額	1,067,000円（消費税込み）	

契約相手方	佐藤電設工業株式会社 (法人番号：5011501001852)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（荒川さつき会館自動ドア）
指名業者 （案）	名称 佐藤電設工業株式会社 所在地 東京都北区中十条一丁目15番4号 代表者 代表取締役 野口 射
特命理由	<p>本件は、荒川さつき会館に設置されている自動ドアの一部装置について、部品交換修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>今回修繕予定である自動ドアはナブコシステム製の製品であり、上記業者はナブコシステム株式会社の荒川地区を担当する唯一の代理店であることから、本件の交換用部品について円滑かつ確実に調達することが可能である。</p> <p>また、上記業者は当該自動ドア設置以降当設備の点検、保守業務及び修繕を実施していることから、上記業者が本件を実施することで、不具合等発生時の責任所在を明確化できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）